

Corporate Catalyst India

(in Joint Venture with SCS Global)

インド 2019 年度 予算案

直接税・間接税及び
経済に関する最新の政策案



ここに記載された情報が信頼できる情報源から得られたものであり、この刊行物が正確であることを保証します。しかし、法律、税務、経理またはその他の公的義務を付与する目的を意図しておりません。事前に適切なアドバイスを受けることを推奨いたします。

目次

前書き

2

歳入/歳出

4

概要

6

直接税 / 間接税

8

予算配分と政策

18

影響

22

直近の改正事項

24

経済指標

30

序に代えて



-希望や信頼、そして抱負-

政権を握る政治家たちが政策検討する様子が見えるだけで会計士のように見えて、大変嬉しく思う。というのも、数値目標という「数字」が政策を現実的に推し進めているように思えるからだ。予算発表で述べられたように、インドのGDPが5兆米ドルを超える日も近いだろう。

今回の予算発表は大きなサプライズがなかったため実は内心ホッとしている。というのも、ある意味、今回の予算発表は単に今後5年間においてインドが歩む道筋を示すもので、予想の範囲内に収まる程度であったからだ。

昨今の「メイク・イン・インディア」政策の推進は目を見張るものがあった。例えば、インドで製造される又は製造可能な工業品への輸入関税率の引き上げに始まり、半導体事業者やリチウム電池事業者などニーズの大きい技術を持つ大企業への免税措置といったように数々の法案を打ち出しており、明確に政策を推進していることがわかる。

修理や整備点検が可能な航空産業のハブとなるよう、エンジニアリング産業も勢いづいている。しかしながら、その一方で、国営航空会社のエア・インディアが再び民営化される動きがあったり、同業他社へは明確な支援策が打ち出されていなかったりと、課題は残る。

興味深いのは、「メイク・イン・インディア」政策の対象が製造業だけでなく金融セクターにも拡大していることだ。グジャラート・インターナショナル・ファイナンステック・シティと呼ばれる金融スマートシティには免税措置が広く行われている。

外国直接投資については、単一ブランド小売セクターの現地調達率に関する要件が緩和されることとなるのは賢明な選択である。航空産業やメディア、保険セクターへの投資環境も開放的になる予定だ。

上記に加えて、労働法体系の合理化も今後予定されており、煩雑な労働関連法規を4つの法律に纏められるほか、直接税法の新法案が今後発表される予定であるが、今回の予算発表では言及されなかった。

また、農村部や都市部における小規模零細事業者向けへの年金制度の導入に加えて、同様に政府による国営銀行への公的資金注入の実施も発表された。

しかしながら、財政難にある国営通信大手のMTNLやBSNLが政府による資本注入を受けても改善しなかった例を鑑みると、公的資金の注入の実施よりも、おそらく民営化を実施した方が功を奏するかもしれない。

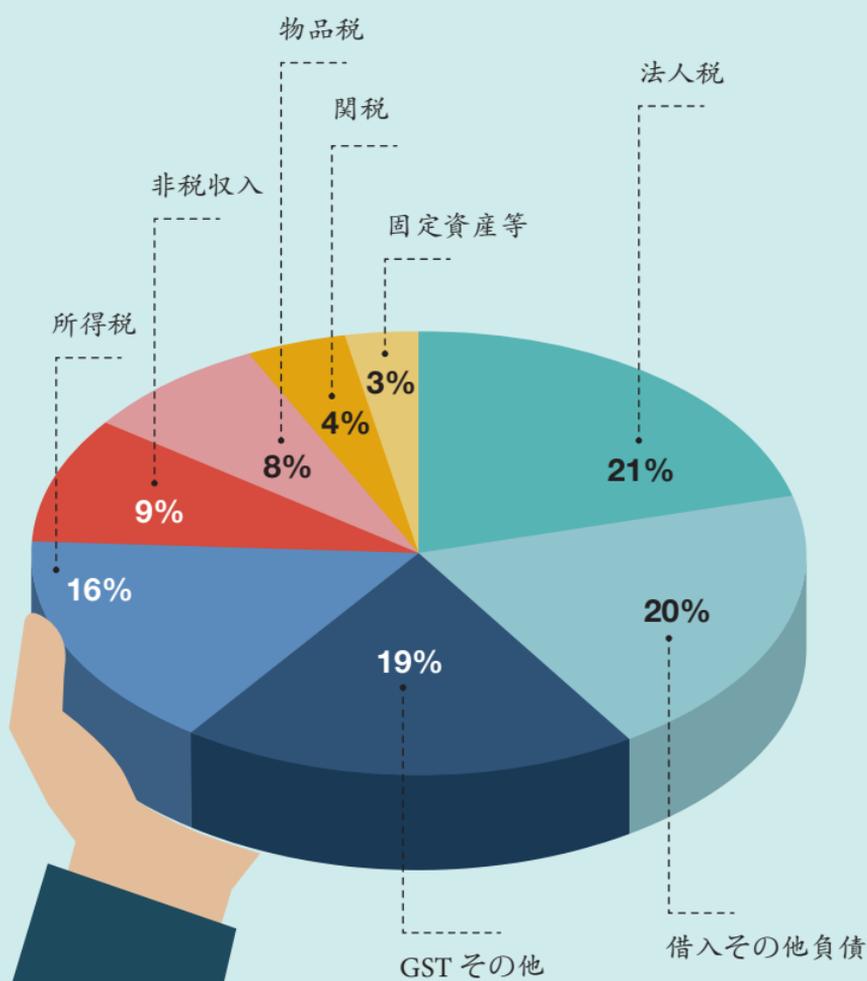
税務申告において、納税者と税務当局との関係は全く新たな局面へ進む。すでにネット申告は可能であり、税務調査にも電子的な評価を導入しているが、今後は調査先をランダムに選定したり、納税者に通知せずに進めるといった調査方法を行わないようになる。

また、汚職撲滅への道は続く。個人が委託業者への支払いが高額となる場合や当座預金口座の引き出し金額が年間1,000万ルピーを超える場合は、それぞれ所定の税率においてTDSの徴収が義務づけられる。また、銀行口座残高が1,000万ルピーを超えた場合や20万ルピーを超える外国旅行の支出があった場合、又は10万ルピーを超える電気料金の支出があった場合にも税務申告の対象となる。私はこういった汚職に対する姿勢は支持しており、この方策が単なるコンプライアンスに止まらず、汚職撲滅に繋がることを望んでいる。

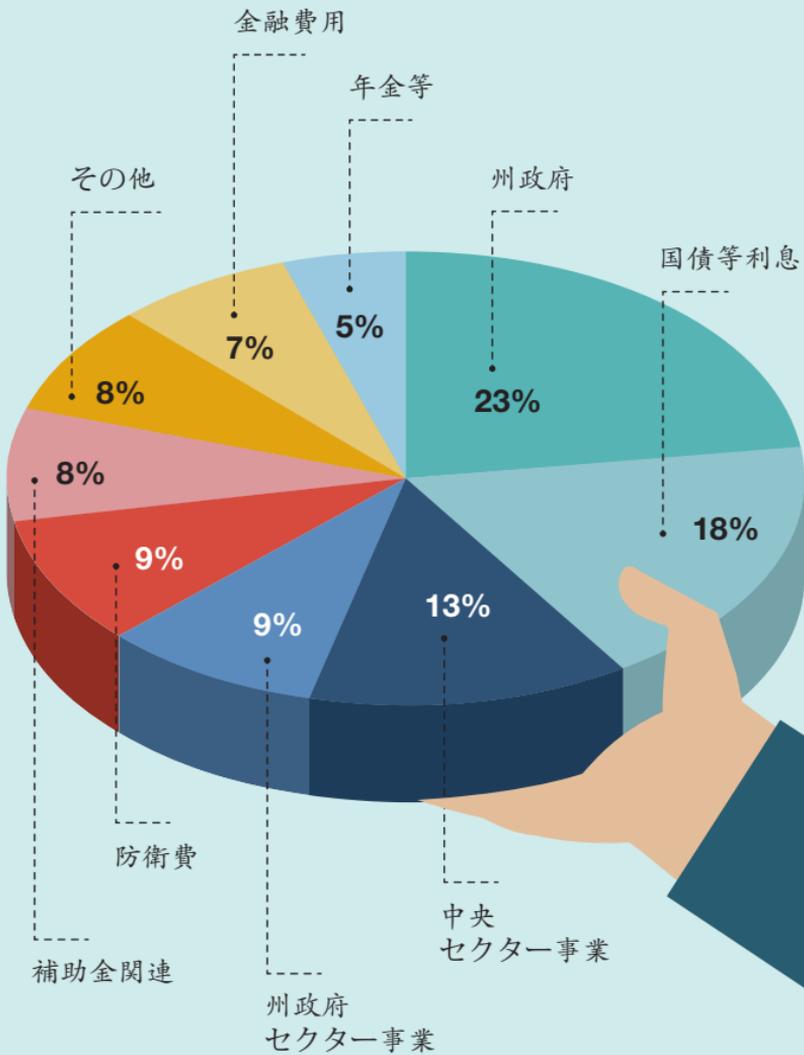
インドにおけるEV（電気自動車）やスタートアップは注目に値する新たなトピックであり、実際にもう既に多方面から注目を得ている。EV（電気自動車）については、製造業者による税負担の軽減に加え、購入者も自動車ローンにおける一定の税控除を受けられるようになる。スタートアップにいたっては、本人たちはほっと胸を撫で下ろしているに違いない。スタートアップ投資関連の課税は緩和され、また、過去の税務調査案件は早急に解決される見込みだ。スタートアップに対する厳格な税務調査も緩和される見通しである。若い起業家たちの為に良く綴ろう。同様に、農村部の起業家を支援するために、農村地域にある100種類の伝統産業を特定し、少なくとも7万5,000人の起業家を育成するためのビジネス・インキュベータを創設するスキームが設けられた。

全体的には、予算案の意図と方向性はほとんどこれまでと変わらない。今回の予算案は、産業を後押しでき、また、対内直接投資を促進するだろうか？ 私は、自信を持ってそう期待している。

政府歳入内訳



政府歳出内訳



予算案概要



直接税

- 適格なスタートアップ企業の歓迎
- 富裕層に対するサーチャージの増加
- 移転価格に基づく二次調整の代替となる追加の所得税の導入
- 確定申告が強制になる基準の強化
- 現金払いの代わりとなるデジタル払いの導入



間接税

- AADHAARカードまたはGST登録の代替メカニズムを介して必須とされるID認証の導入。
- GST LIABILITY 正味GST負債に対する利息の発生
- GST法に基づき構成された事前裁定機関である国家上級委員会 (NATIONAL APPELLATE AUTHORITY)の設立
- 中央政府の消費税及びサービス税における未解決事項を解決するためスキームの導入
- 悪意のある手段で証明書やライセンスを得る人々を罰するための条項が関税法に追加



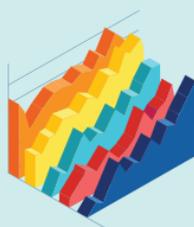
商業及び貿易

- 農村の開発、銀行の融資、金融、生活のしやすさについて重点化。
- 社会保障分野、インフラ分野、中小企業セクターにおける優遇策の拡大。
- 複数の交通料金の支払いを可能にする国家共通の交通カード(NATIONAL COMMON MOBILITY CARD)の導入。
- インド破産倒産法に基づく救済策の強化。
- 上場企業における公募増資限度額の引き上げ



社会的政策

- 水資源の効果的な利用に関する重点化。
- 未整備のセクターでスモールビジネスを広げる企業に対する年金の優遇。



経済指標

- 2018-19年は6.8%のGDP成長、2019-20年は7.3%の見込み。
- 卸売物価指数(WPI)で4.3%のインフレ。
- 外貨準備高4,129億米ドル。
- インフラ、電力、道路分野の成長。

税制改正



直接税



間接税

ここでは2019年7月1日に財務大臣より発表された直接税、間接税に関する政策案概要を説明する。尚、直接税に関する条項は通常会計年度2019年4月1日(評価年度2020-21年)から適用されるが、間接税の条項に関しては別段の指定がない限り、即時適用される。また財務大臣は別の法案を通して更なる修正を提案することが見込まれる



本予算案は金融法案を含み、国会での批准が必要とされる。

直接税 / 間接税

所得税

- 個人所得税の基本税率は、従前から変更なし

| 課税所得 (ルピー) | 税率 (%) |
|---------------------------|--------|
| ～ 250,000 ¹ | Nil |
| 250,001 – 500,000 | 5 |
| 500,001 – 1,000,000 | 20 |
| 1,000,001 以上 ² | 30 |

¹高齢者 (60～80歳に達した個人) に対する基礎控除額も、30万～50万ルピーと変化なし

²サーチャージは課税所得が2,000万ルピーを超える場合は25%、5,000万ルピーを超える場合は37%と税率に変更有り。なお、課税所得が2,000万ルピー未満の場合は、従前から変更なく、課税所得が500万ルピーを超える場合は10%、1,000万ルピーを超える場合は15%となる。

- 無限責任組合及び協同組合に対する税率も変化なし。サーチャージは、課税所得が1,000万ルピーを超える場合、12%となる。
- 法人税は基本税率に変更なし

| 法人形態 | 税率 (%) |
|-------------------|-----------------|
| 内国法人 ¹ | |
| ▶ 小規模企業/新規設立企業 | 25 ² |
| ▶ その他 | 30 |
| 外国法人 | 40 ³ |

¹サーチャージは、課税所得が1,000万ルピーを超える場合は7%、1億ルピーを超える場合は12%と、従前から変更なし

²2017-18会計年度において、売上が40億ルピーまでの会社に対しては、低減税率が適用される

³サーチャージは、課税所得が1,000万ルピーを超える場合は2%、1億ルピーを超える場合は5%と、従前から変化なし

- 配当税については、従前から変更なし
- 4%の健康教育目的税も、従前から変化なし。

キャピタルゲイン

- 会社分割の場合、インド会計基準 (IND AS) に準拠している企業は、移転する資産及び負債を帳簿価額にて計上することが可能である。これは、キャピタルゲイン課税の免除を目的とする。

その他の源泉からの所得

- インド非居住者が、インド居住者より贈与品を受領した場合、当該贈与に関しインドでみなし課税される。特定の取引については、免税のままとなる。

リベート及び所得控除

導入

- 手頃な価格住宅手配計画の下、最初の住宅用不動産の購入の為、2019年4月1日~2020年3月31日の期間でのSECTION 80EEBにおける融資において、15万ルピーまでの利息控除が導入。
- 最初の電気自動車の購入の為、2019年4月1日~2020年3月31日の期間でのSECTION 80EEBにおける融資において、15万ルピーまでの利息控除が導入。

改正

- 手頃な価格住宅手配計画の為に修正された80-IBAの条件は、2019年9月1日以降に承認される。

源泉徴収

- 税務監査等以外の個人への専門家費用が年間500万ルピーを超える場合、5%源泉徴収を行う必要がある。納税時にTAN(源泉徴収番号)は不要となる。
- 不動産購入時に1%の源泉徴収が必要となり、付随的な支払いでも適用される
- 居住者と同様に扱われる非居住者への支払いに係る源泉徴収有無について、非居住者が源泉徴収を納税義務が免除されている場合でも、源泉徴収を不要とする理由とはならない。
- 年間で1,000万ルピーを超える現金の引き出しがある場合、2%の源泉徴収が適用される

移転価格税制

- 国際取引上の独立企業間価格が事前価格確認制度 (APA) で認められた場合、調査官は、当該価格を受入れ、計算を行う。

- 18%の追加税と12%のサーチャージを払うことにより、移転価格における第二次調整で発生するみなし利息を避けることができる。
- 国際取引が会計年度中に行われていなくとも、グローバル企業のインド法人は、マスターファイルの作成が求められる。

スタートアップ企業向け

- スタートアップ企業における欠損金の引継ぎと相殺の条件が緩和された
- SECTION 54GBで規定される投資における、キャピタルゲイン課税の要件が下記の通り緩和された。
 - 期限が2019年3月31日から2021年3月31日まで延長された。
 - 最低株式保有の条件が50%から25%まで引き下げられた。
 - 購入されたコンピューターとソフトウェアの保有期間が5年から3年まで引き下げられた。

その他

- 下記のような取引を行った個人は税務申告する必要がある
 - インドの当座預金に年間1,000万ルピー超残高がある場合
 - 年間20万ルピー超、外国旅行の支出を行った場合
 - 年間10万ルピー超の電気料金を支払った場合
- 課税所得が最低基準額を超える場合、キャピタルゲイン課税の免税制度の下で、ロールオーバーのメリットを受ける前に、税務申告が必要となる。
- 一定の日付前にPANがAADHAARと紐づいていない場合、PANは使用不能なものとなされる。紐づいている場合は、相互交換可能なものとなる。

- キャッシュレス経済を促進するため、中堅から大規模の企業に対して様々な支払いについて電子決済が認められる。これらは様々な関連する税法で定められた支払又は受領を含められている。
- 会社法法廷（NCLT）による破産申立て手続が行われている会社に対し、下記のメリットが及ぶようになった。
 - 株主の変動に関わらず、事業損失の繰越が可能
 - 最低代替税（MAT）の計算上での未吸収の減価償却費（UNABSORBED DEPRECIATION）及び、事業損失の繰越しを許容
- 上場企業による買戻し株式については、非上場株式と同様の取扱いを受け、譲渡価額に対して20%の課税がされる。

間接税

関税

基本関税（BCD）は10%で従前より変化なし。

ハイライト

■ 改正

- ▶ AADHAAR又はその他代替的な方法を用いて、調査官が個人の身元を特定することができる制度を導入。
- ▶ 1962年の関税法の範囲は、いかなる者によって、インド国外で発生した違反にも逮捕権を含むように強化された。
- ▶ 収益の利益と密輸の防止のために6ヶ月間の銀行口座を調査官が差し押さえすることができる制度を導入
- ▶ 関税支払い時に悪意のある手段でライセンスや証明書を使用した場合、当該関税の支払いに対し罰金が科せられる。
- ▶ 1リットル当たりのガソリンやディーゼルの関税が引き上げとなった。

■ 主要な基本関税の変更は、下記の通りである。

| 業種 | 税率 (%) | | |
|--------------------------------------|--------|----|----|
| | From | ↑↓ | To |
| 自動車部品 | | | |
| ▶ シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー、パッド | 10 | ↑ | 15 |
| ▶ 後部ミラーを含む、ガラス | 10 | ↑ | 15 |
| ▶ 自動車用のカギ | 10 | ↑ | 15 |
| ▶ 内燃機関用オイルフィルターまたはガソリンフィルター | 7.5 | ↑ | 10 |
| ▶ ワイパー、デフロスターデミスター、シールドビーム | 10 | ↑ | 15 |
| ▶ 触媒コンバーター | 5 | ↑ | 10 |
| 紙及び紙製品 | | | |
| ▶ 新聞紙 | 0 | ↑ | 10 |

| 業種 | 税率 (%) | | |
|---------------------------------------|--------|----|---------|
| | From | ↑↓ | To |
| ▶ 新聞紙用コート紙 | 0 | ↑ | 10 |
| ▶ 雑誌印刷用の軽量コート紙 | 0 | ↑ | 10 |
| ▶ バインダー又はルーズリーフ形式の印刷本又は説明書 | 0 | ↑ | 5 |
| 石油及び石油化学品 | | | |
| ▶ 原油 | 0 | ↑ | ₹1/ ton |
| ▶ ナフサ | 5 | ↓ | 4 |
| ▶ ニ塩化エチレン | 2 | ↓ | 0 |
| ▶ 酸化プロピレン | 7.5 | ↓ | 5 |
| 繊維製品 | | | |
| ▶ ウール繊維 | 5 | ↓ | 2.5 |
| ▶ ウールトップ | 5 | ↓ | 2.5 |
| 貴金属 | | | |
| ▶ 金（プラチナでメッキされた、半製品または粉末状の金を含む） | 10 | ↑ | 12.5 |
| ▶ プラチナ（半製品または粉末状を含む） | 10 | ↑ | 12.5 |
| 油および油脂化学品 | | | |
| ▶ 石鹸および油脂化学製品の製造に使用するパームステアリンおよびその他の油 | 0 | ↑ | 7.5 |
| 資本財 | | | |
| ▶ 道路工事のための石財の破砕プラント | 0 | ↑ | 7.5 |
| 電子機器 / ハードウェア | | | |
| ▶ CCTVカメラ、DVR及び、NVR用充電器又は電源アダプタ | 0 | ↑ | 15 |
| ▶ 拡声器 | 10 | ↑ | 15 |
| ▶ CCTV カメラ及び、IPカメラ | 15 | ↑ | 20 |

| 業種 | 税率 (%) | | |
|---|--------|----|-----|
| | From | ↑↓ | To |
| ▶ 光ファイバー 及び ケーブル | 10 | ↑ | 15 |
| プラスチック及びゴム | | | |
| ▶ プラスチック製品 | 10 | ↑ | 15 |
| ▶ ブチル・ラバー | 5 | ↑ | 10 |
| ▶ クロロブチルゴム及びプロモブチルゴム | 5 | ↑ | 10 |
| 建設資材 | | | |
| ▶ プラスチックの床材、プラスチックの壁材または天井材 | 10 | ↑ | 15 |
| ▶ セラミック製の屋根瓦、タイル、旗、舗装、囲炉裏 | 10 | ↑ | 15 |
| ▶ 家具、ドア、階段、窓、自動車用蝶番にの為の金具、取り付け具、および類似製品 | 10 | ↑ | 15 |
| 原子力発電関連 | | | |
| ▶ 原子力発電用のウラン鉱石 | 2.5 | ↓ | 0 |
| ▶ 原子力発電に使用するためのすべての製品 | 7.5 | ↓ | 0 |
| 鉄、鋼、その他の金属 | | | |
| ▶ インゴット、ステンレス製の半製品、その他ステンレス製品 | 5 | ↑ | 7.5 |
| ▶ インゴット、半製品またはその他の合金鋼 | 5 | ↑ | 7.5 |
| ▶ その他の合金鋼ワイヤー | 5 | ↑ | 7.5 |
| ▶ アモルファス合金帯 | 10 | ↓ | 5 |

■ 輸出関税の変更は下記の通り

| レザー産業 | | | |
|--------|----|---|----|
| ▶ なめし革 | 15 | ↓ | 0 |
| ▶ 皮革 | 60 | ↓ | 40 |

物品税

物品税は一部を除き、2017年7月1日よりGSTに組み込まれることとなった。

■ 物品税率の変更一覧

| 項目 | 率(%) | | |
|-------------------|------|----|----|
| | From | ↑↓ | To |
| 特別追加部品税 | | | |
| ▶ ガソリン | 7 | ↑ | 8 |
| ▶ 高速ディーゼル | 1 | ↑ | 2 |
| 道路およびインフラ復興に係る補償税 | | | |
| ▶ ガソリン | 8 | ↑ | 9 |
| ▶ 高速ディーゼル | 8 | ↑ | 9 |

サービス税

サービス税は2017年7月1日よりGSTに組み込まれることとなった。

■ 係争処理のスキーム

▶ 中央物品税及びサービス税に係る係争途中案件を解決するための制度の導入

■ 遡及的免税措置

- ▶ 酒類免許の付与に対して州政府が受領した免許料または申請料は2016年4月1日より対象
- ▶ 中央政府、州政府又は連邦直轄地域が50%以上の所有権を有する土地の長期リースのために、州政府の工業開発公社または企業にデベロッパーが支払った対価は2013年10月1日より対象となる。
- ▶ エグゼクティブ開発プログラム (EXECUTIVE DEVELOPMENT PROGRAMS) を除く、特定の教育プログラムを介してインド管理協会 (IIM) によって提供されるサービスは、2003年7月1日より対象となる。

物品・サービス税（GST）

■ 改正事項

- ▶ GST対象事業者の売上基準が200万ルピーから400万ルピーまで引き上げられた。
- ▶ GST登録の為、AADHAAR又はその他の方法を通じて身元を特定する手続が必須となった。
- ▶ コンポジションスキーム事業者の納税方法が簡易化した。
- ▶ 各GST間で修正する必要がある場合などにおいて、電子現金元帳（ELECTRONIC CASH LEDGER）により調整が可能となる。
- ▶ 申告遅れ等による利息は、相殺後の金額に対して支払われることとなる。
- ▶ 州GSTの還付は中央政府から納税者へ払い戻し可能となる。
- ▶ 国家上訴当局の構成
- ▶ 事前確認制度（ADVANCE RULING）における国家上訴当局（NATIONAL APPELLATE AUTHORITY）の判決は、PANを保有しているすべてのものを拘束する。

農業及び伝統産業

- 農村地域で7万5,000人の起業家養成するための改革スキームとして、ASPIREを発足
- 100の新しいクラスターを発足させ、5万人の職人を伝統産業で就業させることを目的とした、伝統産業の改革および再生のためのスキーム（通称SFURTI）を発足。

農村改革

- 2024年までにすべての農村に水資源を供給するために、水道省がJAL SHAKTI MANTRALAYAを発足
- 2020年度から2022年度にかけて、すべての人々への住宅手配を目的とした、PRADHAN MANTRI AWAS YOJANA - GRAMIN ('PMAY-G')のスキームの一環で、1,950万世帯を適格者へ提供
- PRADHAN MANTRI GRAM SADAK YOJANA ('PMGSY-III')により、今後5年間で125,000キロ以上の道路を改良するため、推定8025億ルピー（116.5億米ドル）を配分
- PRADHAN MANTRI GRAMIN DIGITAL SAKSHARTA ABHIYANにより、2,000万人以上に対してデジタルリテラシーを達成

社会保障

- 3,000万以上いる年商1,500万ルピー未満の小売業者及び商店に対し、年金の恩恵を与えるためのスキーム（PRADHAN MANTRI KARAM YOGI MAANDHAN SCHEME）を発足
- (通称：PMSYM)と呼ばれる年金制度が導入され、非組織部門に所属する月収1万5,000ルピー以下の労働者は、60歳以降の定年退職後、月額3,000ルピーの年金の受領が認められる。
- MUDRAスキームの下、女性起業家に対し、5,000ルピーまでの当座貸越枠と10万ルピーまでの貸付枠が与えられた。

インフラ開発

- 今後5年間でインフラ開発に100兆ルピー（1.45兆ドル）を超える額を配分

- インドでのハイブリッド車及び電子自動車の早期採用と製造の為、2019年4月からFAME S CHEME PHASE-IIが開始され、3年間で1,000億ルピーの支出を想定。これにより、電気自動車使用のインセンティブを提供。
- 水路を船舶の商業航行にするためのプロジェクト（THE JAL MARG VIKAS PROJECT）を発足し、環境に配慮した物流開拓を目的としている。
- インド宇宙研究機関(ISRO)によって実施された研究開発の恩恵を利用し、宇宙事業を商業化するためのNEW SPACE INDIA LIMITED(NSIL)が発足。

銀行セクター

- インド経済への強い推進を図り、信用を高めることを目的とし、公共部門銀行へ7000億ルピー(101.6億米ドル)を配分。
- 外国機関投資家（FII）又は外国ポートフォリオ投資家（FPI）が行った、ノンバンキング企業により発行された負債証券に対する投資は、指定された期間内において国内投資家に売却することが許可された。
- 過去4年間で、4兆ルピー（580億7,000万米ドル）以上の不良債権が回収され、倒産破産法の施行後、不良債権（NPA）は、前年度に1兆500億ルピー（152億4,000万米ドル）まで減少。

金融

- 国際的な保険取引の確保を容易にすることを目的とし、再保険会社の純保有資金要件を、500億ドル（7億2,592万米ドル）から100億ドル（1億4,519万米ドル）まで引き下げ。
- 2019-2020年度の年間投資回収額は1兆ルピー（152億2000万米ドル）を目標としている。
- インド証券取引委員会（SEBI）は上場企業の最小流通株式比を25%から35%に引き上げることを検討

外国投資

- 外国ポートフォリオ投資限度額は24%から部門別の外国投資限度額まで引き上げ
- 不動産投資信託(REIT)および、インフラ投資信託(INVITS)によって発行された上場負債証券への加入を外国ポートフォリオ投資家に認めた。

- 保険仲介業への外国直接投資の上限が、49%から100%に緩和
- 単一ブランド小売りセクターにおいて、国内調達に係る規制緩和予定
- 非居住者インド人(NRI)に対して、シームレスな株式投資を可能とするため、NRIポートフォリオ投資と外国ポートフォリオ投資を統合予定。

中小企業 (MSME) セクター

- 中小企業が1,000万ルピーを上限に迅速なローンを受けられるポータルサイトを設置予定
- GST登録者は1,000万ルピー以上のローン契約額に対して2%の割戻を享受できる。当該スキームに35億ルピーを配分 (5,000万米ドル)

財政管理

- 政府は、外貨での対外市場借入を検討しているが、これは、世界的にみて対GDP比で5%未満と考えられる。

生活環境

- 複数の交通料金の支払いを可能にする国家共通の交通カード(NATIONAL COMMON MOBILITY CARD)の導入。
- 法律間の標準化、及び紛争の軽減を確実にするために、複数の労働法を一連の労働法に合理化することを提案
- スタートアップ企業とベンチャーキャピタルのマッチアップ、資金調達の容易化を目的としてスタートアップ企業向けのテレビ番組を放映予定
- インドパスポートを保有する非居住者インド人に対し、インド来国から180日以内にAADHAARを発行予定

影響



資本市場

政府予算が発表された日はボンベイ証券取引所における株式指数 (SENSEX) は0.99%、394.67ポイント下落し39,513.39となった。インド株式指数(NIFTY)は1.14%、135.60ポイント下落の11,811.15ポイントとなった。その日SENSEXは39,441.38~40,032.41、NIFTYは11,797.90~11,981.75の間で推移した。



主要セクター

農業

作物から生じる収入によるコストの増加を、生態学的資源の最適な利用を通じて、相殺するためのゼロ予算農業の導入である。10,000人の新たな農業従事者団体が農家を経済的なバリューチェーンに結びつけるだろう。クラスターベースの方法で伝統産業をグレードアップし、再生するための当該措置は、生産性と雇用創出に役立つ。暮らしのビジネスインキュベーターとテクノロジービジネスインキュベーターは、農村産業におけるイノベーションと技術更新を促進するだろう。

自動車産業

インドのSCHEME IIでの (ハイブリッド車と) 電気自動車の採用と製造の迅速化は、必要な充電インフラを確立することによって電気自動車 (EV) の迅速な導入を促進するだろう。EVを購入すると、GSTが12%から5%に削減となり、貸付金利息に対する15万ルピー (2,178米ドル) の控除が適用される。これにより、需要が高まることが予想されている。また、電気自動車の特定の部分に対する関税の免除は、関連セクターをさらに刺激することになるだろう。

デジタル経済

農村のあらゆる場所においてインターネットの接続を奨励する、恵まれない学生のためのオンラインコースは、世界各地の科学者や研究者を集めており、エンジニアリング人材と技術人材輩出の課題を解決する。また、それは教育の質を高め、かつデジタル格差を食い止めることにつながり、デジタル化を加速する。

教育

新国家教育政策と国立研究財団は研究と革新を促進する。インド留学プログラムは、高等教育のために留学生を引き付ける。そのような措置は、全ての研究エコシステムを強化し、より良いガバナンスを提供し、そしてインドの教育を世界最高のものに変えるだろう。

電力

ONE NATION、ONE GRID政策では、手頃な料金で電力の接続を確保できる。古くて非効率的な装置の交換や天然ガスの不足によるガスプラントのキャパシティの低さに対処することによって効率を改善することができるだろう。公開販売制度や自家発電の妨げとなるものを産業消費者のために取り除くことによって、経済的な推進力となる手頃な価格の電力を確保することができる。

鉄道

官民パートナーシップモデルの利用を提案することで、線路の開発と完成、鉄道車両の製造、旅客輸送サービスの提供が可能になる。高速地域交通システムと新しい地下鉄網に焦点を合わせることによって、バランスの取れた都市化を促進するだろう。乗り継ぎ拠点指向の開発は乗り継ぎ拠点の商業利用を確実にするだろう。

水路事業

内陸水運への投資は国内貿易を増大させ、物流を改善し、国産品の競争力を高めるだろう。水路を利用した貨物の移動は、道路や鉄道の貨物移動を混乱させるだけでなく、輸送コストも削減する。

スタートアップ

税制上の優遇措置、基金へのアクセスのしやすさ、スタートアップ企業の未確定な評価のための特別な管理上の取り決め、及び不満の是正を行うことによって、投資家の間に信用を与える。損失に関する相殺を緩和し、スタートアップ企業へのキャピタルゲインの投資を許可することで、新興エコシステムを強化することができる。

国会提出法案

- 生命工学分野におけるスタートアップの認定要件が、設立後7年以内から、設立後10年以内へ引き上げ
- 不動産の開発・販売規制に関する法律〔REAL ESTATE (REGULATION AND DEVELOPMENT) ACT, 2016〕を根拠法令とする、500平方メートル以上の土地利用または8棟以上の開発を行う住居開発プロジェクトおよび全ての商取引への登録義務化
- 債券投資にかかる「外国ポートフォリオ投資家 (FOREIGN PORTFOLIO INVESTOR (FPI)) の要件緩和
- 石油採掘の認可業者が採掘区域外での作業を行う場合の認可要件の緩和
- 製品供給を目的とする長期間の輸出契約に対して、10年間を上限として長期前受金を受領する輸出者のための規則の簡素化

対外商業借入（‘ECB’）

- ECBの分類方法の大幅な変更(TRACKによる分類の廃止)
- 外国株主からの借入要件のうち、負債資本比率を4:1から7:1へ引き上げ
- 資金使途のネガティブリスト化による要件の簡素化
- 外国株主から調達した資金は、運転資金のほか、経費支払いや国内でのルピー建て借入金の返済に充てることが可能

国際税務

- 本業により稼得した所得に対して外国企業へ支払われた非競業による報酬は、インド国内において恒久的施設を保有しない場合は非課税
- 条約を締結した各国の二国間租税条約の改定を行い、条約の濫用等又はBEPS（税源浸食と利益移転）を通じた租税回避行為を防止するMLI(BEPS防止措置実施)を批准
- 直接税中央委員会は、私和罪並びにマネーロンダリング、外国所得の非開示、又は代理名義（ベナミ）取引による獲得資産の保有の防止を目的とするフレームワークの修正を実施

- 直接税中央委員会は、STT（有価証券取引税）対象外の取引に対しては10%の長期キャピタルゲイン課税を免税とする旨の通達を発行
- インドと米国が国別報告書の交換に関する政府間協定に署名
- 特定のルピー建て債券のオフショア取引による非居住者の利息収入は非課税

会社法

- 間接的な関心、管理かつ／または影響力を行使する個人について、インド内国会社への情報開示義務
- デポジット以外の未収入金又は借入金について、インド内国会社への年次報告義務が求められる。
- 小規模零細企業から受けた商品・サービスの供給に対価の支払いのうち、受領日から45日を超える未払金がある場合の報告義務
- 登記住所の情報更新の欠如及び有効な企業アイデンティティが会社解散条項のトリガーを引く

破産倒産法

- 2016年インド破産倒産法を通じた不良債権回収額は、7,000億ルピーと制定前3,550億ルピーの約2倍
- 不動産開発事業者の業務不履行に対する予防措置として住宅購入者を債権者として分類認定した
- 「関係者」及び「関連当事者」の要件が緩和され、潜在的な入札者の共同出資拡大させた

その他

- 日本とインドにおいて、ヘルスケア分野での協力覚書が交わされた
- オーストラリアとインドにおいて、一方の航空会社がもう一方へ座席枠の制限をなくす航空自由化協定を結んだ
- 5G技術の早期導入を目的とするイギリスの先端技術研究機関とMOUを締結した
- 2018年のM&A取引は総額1,250億米ドル
- バスマティ米品種以外の米の輸出に関するMOUを締結

- フランスとインドにおいて、エネルギー効率と保全領域における戦略協定を結んだ
- 国家保健情報レポジトリは、エビデンスベースの意思決定の支援及びインドにおけるヘルスケア情報のプラットフォーム構築する手法を導入した

外国貿易

(2018年4月
~2019年3月)

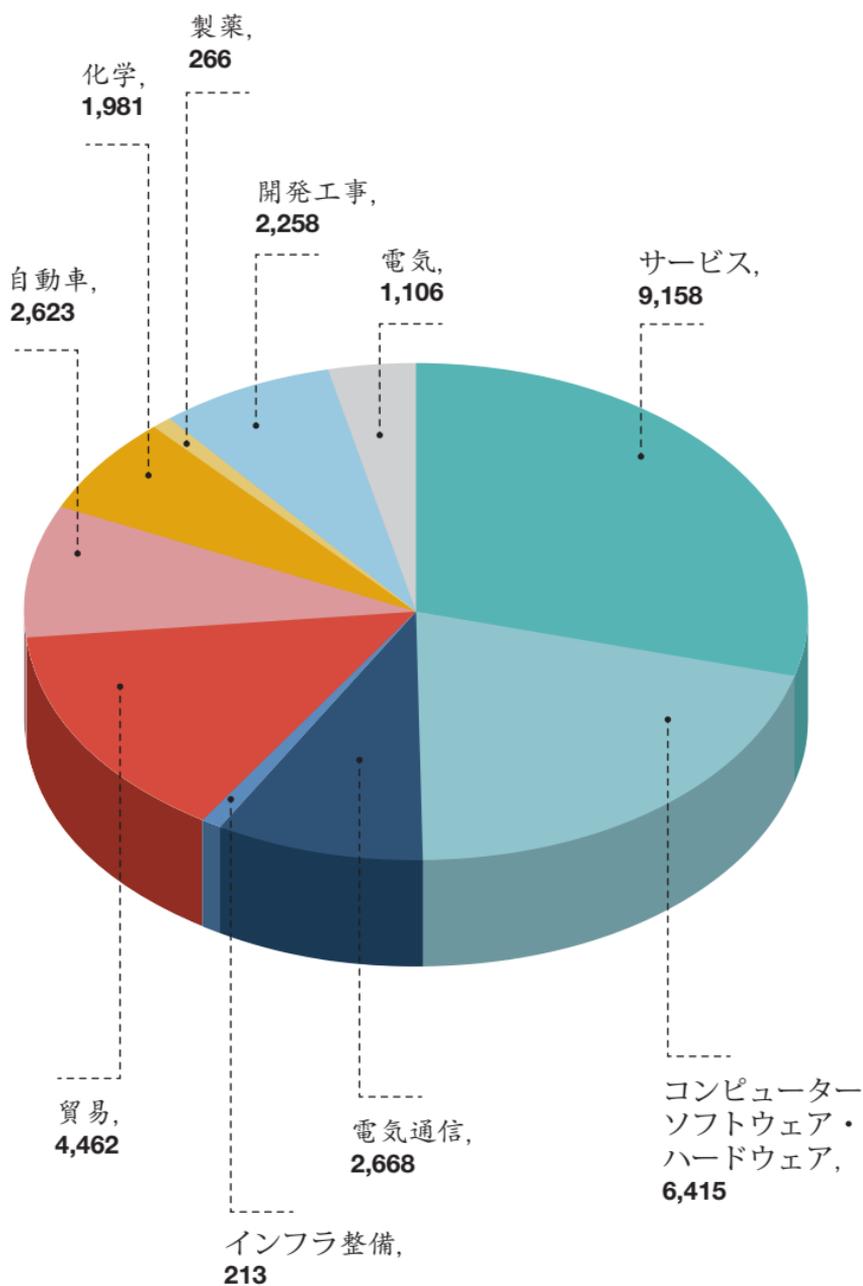
| インドとの主要な貿易取引国 | | | | |
|---------------|----------|--------|----------|--------|
| 順位 | 輸出国 | 割合 (%) | 輸入国 | 割合 (%) |
| 1 | 米国 | 15.89 | 中国 | 13.69 |
| 2 | アラブ首長国連邦 | 9.11 | アメリカ | 6.92 |
| 3 | 中国 | 5.08 | アラブ首長国連邦 | 5.80 |
| 4 | 香港 | 3.95 | サウジアラビア | 5.55 |
| 5 | シンガポール | 3.51 | イラク | 4.36 |
| 6 | イギリス | 2.83 | スイス | 3.51 |
| 7 | バングラデシュ | 2.79 | 香港 | 3.50 |
| 8 | ドイツ | 2.70 | 韓国 | 3.26 |
| 9 | オランダ | 2.67 | シンガポール | 3.17 |
| 10 | ネパール | 2.35 | インドネシア | 3.09 |

外国直接投資
(百万米ドル)

外国直接投資 (上位10カ国)

| 順位 | 国名 | 2016-17 | 2017-18 | 2018-19 | 累積(2000年4 - 2019年3月) | % |
|-----|----------|---------|---------|---------|----------------------|----|
| 1. | モーリシャス | 15,728 | 15,941 | 8,084 | 134,469 | 32 |
| 2. | シンガポール | 8,711 | 12,180 | 16,228 | 82,998 | 20 |
| 3. | 日本 | 4,709 | 1,633 | 2,965 | 30,274 | 7 |
| 4. | オランダ | 3,367 | 2,800 | 3,870 | 27,352 | 7 |
| 5. | イギリス | 1,483 | 847 | 1,351 | 26,789 | 6 |
| 6. | アメリカ | 2,379 | 2,095 | 3,139 | 25,556 | 6 |
| 7. | ドイツ | 1,069 | 1,124 | 886 | 11,708 | 3 |
| 8. | キプロス | 604 | 417 | 296 | 9,869 | 2 |
| 9. | アラブ首長国連邦 | 675 | 1,050 | 898 | 6,652 | 2 |
| 10. | フランス | 614 | 511 | 406 | 6,643 | 2 |

外国直接投資 産業別内訳
(2018年4月 - 2019年3月)
(百万米ドル)



經濟指標

GDP

インフレーション

外国為替

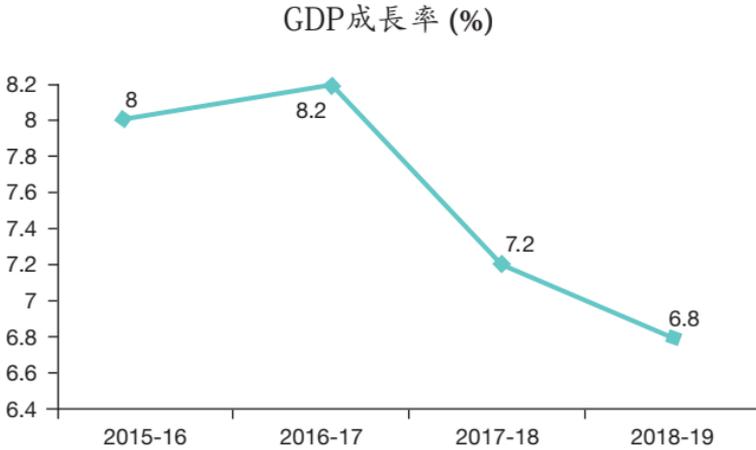
インフラ分野



概要

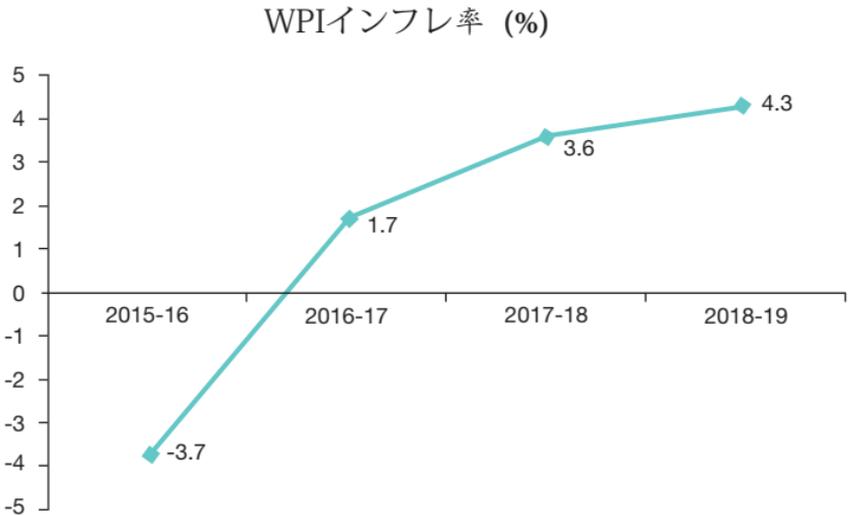
成長率

2018年度のGDP成長率は6.8%であり、2017年度の7.2%と比較すると失速した。2019年度のGDP成長率は、7.3%を見込まれている。



物価上昇

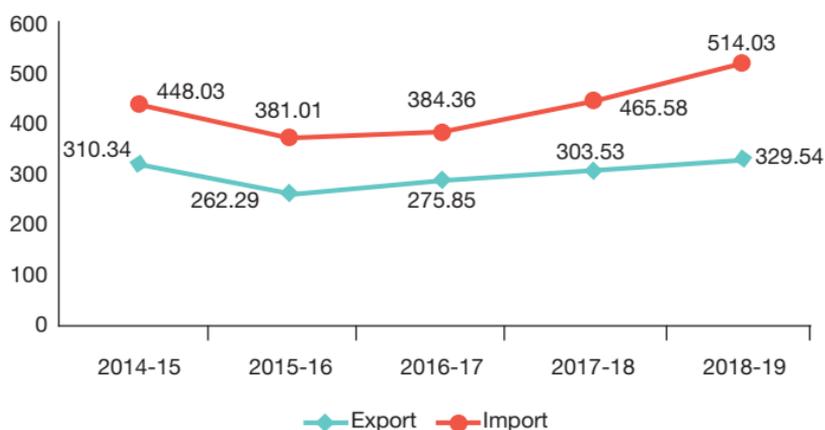
卸売物価指数(WPI)を基にした物価上昇率は2017年度の3.6%から2018年度の4.3%にまで上昇した。卸売物価指数ベースの生鮮食品の物価上昇率は、2019年4月時点で4.9%だった。昨年度同月の2018年4月と前年度の2019年3月では、それぞれ0.8%と3.9%であった



外国貿易

2018年度の輸出額は3,295億米ドルで、前年度比108.8%の成長。一方、2018年度の輸入額は、5,140億米ドル、前年度比110.4%の成長であり、2018年度は1,840億米ドルの貿易赤字となった。

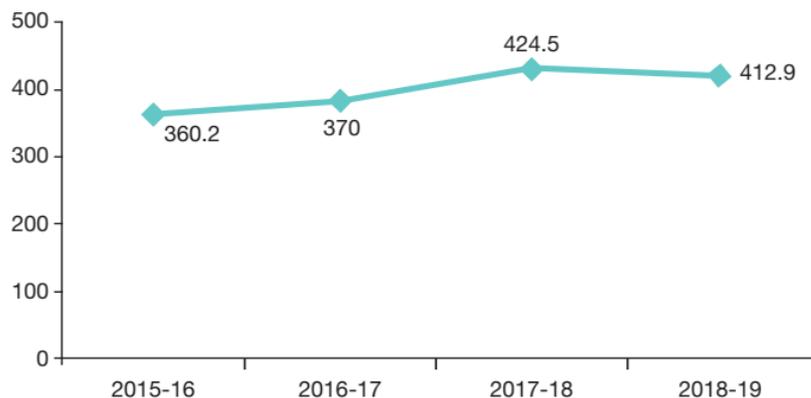
輸出入額
(10億米ドル)



外貨準備高

2018年度の外貨準備高は2017年度期末高から116億米ドルの減少となった。インドの外貨準備高は2019年6月14日時点において4,222億米ドルにて推移している。

外貨準備高
(10億米ドル)



インフラ分野

主要産業

2019年4月~5月における鉄鋼生産は、前年同期比19.4%の上昇である。石油精製品は前年同期比1.3%の上昇であったが、原油、天然ガス及び肥料については減少となった。

主要な産業における成長率

| SECTOR | 2016-17 | 2017-18 | 2018-19 | 4月から5月 | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | 2018-19 | 2019-20 |
| 石炭 | 3.2 | 2.6 | 7.4 | 13.6 | 2.5 |
| 原油 | -2.5 | -0.9 | -4.1 | -1.9 | -6.8 |
| 天然ガス | -1.0 | 2.9 | 0.8 | 2.0 | -0.4 |
| 石油精製品 | 4.9 | 4.6 | 3.1 | 3.9 | 1.3 |
| 肥料 | 0.2 | 0.03 | 0.3 | 6.6 | -2.6 |
| 鉄鋼 | 10.7 | 5.6 | 4.7 | 1.4 | 19.4 |
| セメント | -1.2 | 6.3 | 13.3 | 17.3 | 2.5 |
| 電力 | 5.8 | 5.3 | 5.2 | 3.1 | 6.6 |

電力

2019年4月から5月までの総発電量は前年同期比で5.14%増加した。

火力部門と原子力部門はそれぞれ1.80%、6.90%に成長した。

(billion units)

| 種類 | 4月から5月 | | |
|--------|---------------|---------------|-------------|
| | 2018 | 2019 | 成長率 % |
| 火力 | 189.90 | 193.32 | 1.80 |
| 原子力 | 6.49 | 6.94 | 6.90 |
| 水力 | 18.24 | 25.15 | 37.92 |
| ブータン輸入 | 0.34 | 0.59 | 76.72 |
| 合計 | 214.96 | 226.01 | 5.14 |

通信

当期の電子通信セクターの実績は好調であった。2018年9月にインド政府はNATIONAL DIGITAL COMMUNICATIONS POLICYを発表した。2018年9月現在で、インターネット利用者が約5億6,000万人になり、世界で2番目のインターネットユーザーがいる国となっている。

さらに、インドは11億9,877万人の加入者を擁する世界第2位の電気通信市場である。通信機器部門からの収益は、2020年までに263億8,000万米ドルに成長すると予想されている。モバイル付加価値サービス (MVAS) 業界は、2015年から2020年までに年平均成長率は18.3%となり、2020年までに238億米ドルに達すると予想されている。

鉄道

日本政府との協力の下、ムンバイ・アーメダバード間的高速鉄道プロジェクトが2017年度より着手されている。建設工事は既に開始され、総費用は、145億米ドルと見積られている。当プロジェクトは、2022年に完工し、操業されると期待されている。

インド鉄道は、2017年の11億トンから2030年までに33億トンの貨物輸送量の増加を目標に掲げている。

鉄道産業に関連する外国直接投資は2000年4月から2018年12月まで、9億4,000万米ドルに達している。

道路

国道の総距離は、2014年の92,851 キロ から122,434 キロまで伸長している。2018年4月から8月の間に、計2,345 キロ の国道が建設された。インド高速道路省は2019年から2020年にかけて、15,000 キロ のプロジェクトを決定し、10,000 キロ の国道の建設を目標としている。

NOTES

A series of 25 horizontal dotted lines for writing notes.

2019-20年度の主要な申告の締切日
(規制当局の通知によって日付が改定になる場合がある)

| 法令 | 申告起源 |
|---|----------------------------|
| 会社法 | |
| 取締役会 | 年4回（前取締役会より120日以内） |
| 年次株主総会（‘AGM’） （財務諸表採択） | 会計年度終了より60日以内 |
| ROC年次報告書 | AGMより60日以内 |
| 税 | |
| 法人税申告 | 9/30または11/30* |
| 税務監査 | 9/30または11/30* |
| 移転価格 | 11/30 |
| TDS申告（源泉税） | 四半期 |
| 個人所得税 | 7/31 |
| GST Return • GSTR 3B • GSTR 1 - 売上高 > ₹ 15 million) - 売上高 ≤ ₹ 15 million) | 毎月** 毎月** 四半期/毎月**** |
| コンプライアンス | |
| TDS納付 | 毎月7日 |
| GST納付 | 毎月20日 |

*

移転価格も提出する場合

**

As notified till date

snap shot



Since 1991

6000+ Clients
700+ Employees
60+ Locations
31 Directors
1 Team

A full service firm of corporate strategists, auditors, tax advisory experts, financial and marketing analysts with over 28 years of experience in servicing SMEs & Fortune 500 companies.



Services

- Accounting and Business Support
- Assurance
- Business Advisory
- Taxation
- Transaction Advisory

18 Indian locations and 6 foreign desks combined with **international affiliations** ensures global standards with regional expertise.

We place our clients' aspirations at the center of everything we do.



CORPORATE CATALYST (INDIA) PVT LTD

(in Joint Venture with SCS Global)

www.cci.in

New Delhi

Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

Rajiv Arya Director
rajiv.arya@cci.in

Ahmedabad

306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road
Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

Himanshu Srivastava Director
himanshu.srivastava@cci.in

Hyderabad

Ammaram Unnathasan Reddy Tower
H No 1-11- 301/3 Ground Floor
Gagan Vihar Begumpet
Hyderabad 500 016 INDIA
T +91 40 2776 0423

K Venkatraman Director
k.venkat@cci.in

Kochi

Pioneer Tower
207-208 Second Floor
Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

P N Ramachandra Kamath Director
pnr.kamath@cci.in

Bengaluru

Level - 2, Park Square
No.150, 36th Cross
Jayanagar 7th Block
Bengaluru 560 082 INDIA
T +91 80 4151 0751

D. Ramprasad Director
ramprasad.d@cci.in

Chennai

Unit No. 709 & 710
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers
New Number 177, Anna Salai
Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

K Venkatraman Director
k.venkat@cci.in

Gurgaon

Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

Sundeep Gupta Director
sundeep.gupta@cci.in

Mumbai

68 Filmcenter
C-34 Third Floor
J Dadaji Road Tardeo
Mumbai 400 034 INDIA
T +91 22 4921 4000

Sunil Arora Director
sunil.arora@cci.in

Singapore

10 Anson Road, No 14-06
International Plaza
Singapore 079 903
T +65 6221 1718
F +65 6221 1812

Kenichi Shohtoku Director
shohtoku@scsglobal.co.jp

Tokyo

Fourth Floor 2-2-5
Toranomon Minato-ku
Tokyo 105-0001 JAPAN
T +81 3 6441 3248
F +81 3 6441 3247

Tatsundo Maki Director
maki@scsglobal.co.jp

National Affiliates

Chandigarh, Coimbatore, Jaipur, Jammu, Kolkata, Lucknow, Ludhiana, Pune, Visakhapatnam

International affiliates

Algeria, Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Bulgaria, Canada, China, Denmark, Egypt, France, Finland, Germany, Hong Kong, Hungary, Israel, Italy, Japan, Luxembourg, Malaysia, Mexico, Morocco, New Zealand, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Romania, Saudi Arabia, Singapore, South Africa, Spain, Switzerland, Sweden, Thailand, Tunisia, Turkey, UAE, UK, USA, Vietnam